

和歌山県サイクリングイベント等実施支援事業補助金に係るQA

令和3年4月30日時点

番号	質問	回答
1	補助限度額の算定基礎となる「イベント等参加者数」の対象は。	「イベント等参加者」は公募により申し込みのあった参加者を原則とし、主催者側のスタッフやボランティア、申し込みのあった参加者の同行者や観戦のために会場にいた人等は「イベント等参加者」に含まれない。
2	公募により申し込みのあった参加者のうち、参加者都合でイベントに参加しなかった人は「イベント等参加者数」の対象か。	対象となる。
3	イベントが中止となった場合、イベントの準備にかかった経費は補助対象経費の対象となるか。	<p>県との協議により、やむを得ない理由による中止と認められる場合は補助対象経費の対象とすることができる。やむを得ない理由には以下のような例が該当し、主催者側の都合による中止の際は原則として補助対象とはならない。</p> <p>(やむを得ない理由の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発令等の荒天による中止の場合 ・災害等により大会が開催できなかった場合 ・新型コロナウイルス感染症に係る自粛要請による中止の場合
4	イベントの中止や内容変更等により、補助対象経費が一交付申請あたり300千円を下回った場合は補助金の対象となるか。	やむを得ない理由での中止の場合も含め、補助金の対象とならない。事業の廃止となるため、速やかに廃止承認申請を提出すること。